

平成30年第3回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年3月8日(木曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月9日 13時30分 島袋義範議長宣言			
散 会	3月9日 17時35分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 知念 一史 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	宮 里 政 喜 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	公 営 企 業 課 長	東 江 民 雄 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	大 城 強 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 袋 英 樹 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年第3回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成30年3月9日（金）午後1時30分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2	報告第1号	平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	報告第2号	伊江村総合運動公園野球場整備工事（土木）の専決処分の報告について
第4	報告第3号	伊江村総合運動公園野球場整備工事（建築）の専決処分の報告について
第5	議案第20号	伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6	議案第21号	伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第7	議案第22号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第23号	伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第24号	伊江村霊園条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第25号	伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について
第11	議案第26号	伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第27号	伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例の制定について
第13	議案第28号	伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例の制定について
第14	議案第29号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第15	議案第30号	伊江辺地に係る総合整備計画の策定について

○ 議長 島袋 義 範 君

ただいまから、第3回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。

(開議時刻13時30分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。昨日に続き一般質問を行います。

2番 島袋 勉議員の登壇を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

通告に基づき、1件の一般質問を行います。

件名1. 城山の新たな観光資源としての活用と麓の再生を。

伊江村のシンボルである城山は通称「伊江島タッチュー」として、県内では知られたパワースポットであり、世界的にもオフスクレープ現象によって形つくられた山は、城山しか発見されていない珍しい山である。また、平成19年度から27年度に造林事業で約7,000本のツバキを植栽している。そして伊江島のしま歌「城の前」で「城前の松の枝持ちの美らさ」とうたわれているように、戦前は上サビ周辺には素晴らしい松林がありました。

そこで、3点についてお伺いします。

- ① オフスクレープ現象や植栽したツバキ等を利用したイベントはないか。
- ② 上サビ周辺の松林復活はできないか。
- ③ 城山の景観に配慮した木材等での周回遊歩道の整備計画をできないか。

以上について、お伺いします。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

島袋 勉議員の「城山の新たな観光資源としての活用と麓の再生を」、について、お答えをいたします。

伊江島のシンボルである城山は、「伊江島タッチュー」の名で親しまれ、村を代表する景勝地として、観光客が必ず訪れる観光名所であります。また、城山御嶽は、航海の安全や健康、豊作の祈願が行われるなど、城山は、信仰の対象として崇められている聖地と言われております。

1つ目の「オフスクレープ現象やツバキ等を利用したイベントはできないか」についてお答えをいたします。城山は、オフスクレープ現象（古い岩盤が新しい岩盤に滑りこむ中で一部が剥がれて新しい岩盤の上に乗る現象）によって形づくられ、世界でも城山でしか見ることができないと言われております。オフスクレープ現象については、村ホームページや観光案内で紹介をしており、加えて、昨年8月には、美ら海水族館で開催した「山の日イベント」において、城山のさまざまな情報を展示する中でピーアールを行いました。

また、ツバキの活用につきましては、平成19年度から平成27年度にかけて県補助の造林事業により、約6,800本のヤブツバキを植栽し、その保育・管理に努めているところであります。

今後におきましても、城山の魅力として積極的に情報を発信するとともに、将来的には、ジオツアーや花見散策など新たな企画を検討し、観光誘客へとつなげていきたいと考えております。

2つ目の「上サビ周辺の松林復活はできないか」についてお答えをいたします。議員お説のとおり、「上サビ」には「城の前」で唄われているように、見事な松林があったと言われております。しかし、現在では、松食い虫被害や台風などの被害により松林が失われ、老木が目立つ状況となっております。今後においては、上サビ周辺の状況を確認し、植栽などを検討していきたいと考えております。

3つ目の「城山の景観に配慮した木材等での周回遊歩道の整備計画をできないか」についてお答えをいた

します。城山の周回遊歩道につきましては、中腹を一周する遊歩道と、麓周辺のツバキを散策する遊歩道が考えられます。現在、いずれの遊歩道も整備はされておらず、危険な箇所があり安全に散策を楽しむことができない状況となっております。県の名勝に指定されている城山に、遊歩道などの整備を行う際には、県文化財課の許可が必要となります。以前にも、中腹や麓に遊歩道の整備を計画し協議を行いましたが、許可を得られなかった経緯がございます。今後、城山の周回遊歩道の整備については、安全面や景観に配慮した計画を検討し、再度、県や関係機関と協議をしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

2回目の質問に入っていきたいと思っております。

まず1点目の、オフスクレープ現象についての答弁の中で、昨年8月には美ら海水族館で開催した「山の日のイベント」において、城山のさまざまな情報を展示する中でピーアールを行ったとありました。その内容の説明と、平成29年度から海の日、それと山の日ということで、イベントを開催しております。山の日イベントに関して、何名の参加者がいたのか。そしてその内容に関して伺います。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

答弁の中にもございました美ら海水族館での山の日イベントについて、御説明をさせていただきます。山の日制定が一昨年、国民の休日として、翌年の昨年において、まず城山をピーアールをしていこうという中で、美ら海水族館と調整をして、美ら海水族館の出口にございます美ら海プラザのほうで、美ら海水族館を見終えて、観光客が必ず通る場所がございまして、そこで8月10日「山の日」の前に、伊江島のピーアール、特に山の日に関連するイベントとして、城山の紹介を中心にイベントを行ってまいりました。これは村と観光協会が一緒になって、主に展示、あと消えたタッチューとチカラタンナーパー、これも城山にちなんだ映画を制作をしておりますので、この上映という形で、観光客のほうに伊江島をピーアールしてまいりました。そこでパンフレットを配ったり、伊江島自体、美ら海水族館から見える、あの島ということで皆さん、関心を持っていただいて、伊江島の紹介もあわせて行ったというイベントの内容となっております。

それと昨年度から行っております。「海の日」のイベントと「山の日」のイベントについての御質問がございましたが、今参加人数につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後で確認をして御報告をさせていただきたいと思っております。特に、「山の日」のイベントの内容につきましての御質問もございましたが、「山の日」のイベントにつきましては、昨年からは実施をしているイベントということになりました。まず山の中腹にあります城山に生息している希少植物の観察会ということで、中腹の一周道路を散策するというので、植物に詳しい方をガイドとして、皆さんに植物についての説明を聞きながら、散策をするというイベントを持ちました。

それと、これは参加型ということで、城山の中腹に登ります東登山道を車で中腹まで登る道がございまして、その麓のほうから坂道を駆け上がる伊江島城山「タッチュー王選手権」というようなことだったと思っておりますが、子供から一般の方までが参加ができるイベント等を行っております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

内容に関してはわかりました。「オフスクレープ現象」に関しての詳細な説明に関して、城山の登山口の

右側に、掲示板というんですか、そういったものがあることは確認しております。ただこの「オフスクレール現象」に関して、一般の方が、その文書だけではわかりづらいところが多々ありまして、今の地上と、城山の地質が違うという内容に関してのそういった説明というのは、ある程度の書き方でわかるんですが、ただその文書を読んでいるだけでは、どうしてもイメージがつきにくいというところが文書を読んでも感じがありました。これは村が出している平成27年度の伊江村文化財保全活用基本構想報告書、これは皆さんもわかると思います。3ページに、とてもわかりやすい図面があるわけです。伊江島の平面図と、それとその地質を描いた、とてもこれは一般の人が見てもわかりやすいと思うような資料がありました。せっかくこういういい資料があるので、その説明の詳細の掲示板のそばに、この地質図というんですか。これを参考に掲示するだけで、より一層、タッチャーのできた生い立ちというんですか。それが子供からお年寄りの皆様まで、よりわかりやすくなるのではないかと私は思いました。できたらその説明文だけではなく、図面も地質図も隣りに入れることで、より一層、その「オフスクレール現象」に関して、皆さん興味を持ってくれるのではないかと思います。どうですか。その辺検討するところはないですか。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久 君

ただいま島袋議員から、御指摘いただいたことは、訪れる観光客の皆様にとって、「オフスクレール現象」を理解していただくためには、ぜひ必要というふうに、私個人的にも認識をさせていただきましたので、そういった看板設置をしていくように進めていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね、その「オフスクレール現象」という内容に関してわかりやすい表示をすることによって、この現象というものも説明の中でも、答弁書の中にもありますように、世界でも珍しい現象です。せっかく珍しい現象でありますので、より一層、詳細をわかりやすく掲示されて、それを利用することによって地質関係に興味を持っている皆さんもまた、来る可能性も十分あると思いますので、御検討のほど、よろしく願いしたいと思います。

そして答弁の中にもありますが、城山は県指定の名勝地になっております。指定されたのが昭和42年の4月11日に指定されております。その説明に関しても登山口のほうにあります。その詳細に関しても見ましたが、一部その刻銘されている字が見えづらくなっているところもありますので、その辺の修復といいですか、石版を掘り込んで、それを白地で浮き上がらすような形での刻銘の仕方なんですが、その白地の部分が剥げて、読みづらくなっておりますので、その辺の修復もあわせてお願いしたいと思います。

その「オフスクレール現象」に関しては、以上で質問を終わりたいと思います。

続いて、ツバキ等に関する質問をします。今回の平成30年度の予算書の各課の参考資料の航空写真の中では、その場所等の表示が十分書かれていて、城山のどの箇所にヤブツバキが植栽されているか。わかりやすい図面です。この中では植栽の場所とそれと年度が詳細に書かれていて、答弁の中でも6,800本ほど植栽されている現状がわかります。平成19年度から27年度の間、これだけのツバキが植栽されているんですが、また今年度その管理、普通の下刈り1回、施肥、下刈り1回ということで、2回ほどの維持管理の作業が入っております。これは直接、支援事業となっておりますが、これだけのツバキを植栽しております。今回、維持管理の作業が入るということで、やるところの詳細はまだわかりはしないのですが、管理道、せっかくそういった下刈りをするのであれば、各1年管理できるような管理道を、私が言う管理道というのは、山で

すので、普通の山でしたらけもの道みたいな感じで人が歩ける程度の管理道というイメージで捉えてもかまいませんが、人が歩いてある程度、行動できる管理道を今回のこの作業のときに、ある程度のこの道筋はつくっていたほうがいいんじゃないかと思いますが、そういったことも検討できないか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

島袋議員からの説明もありましたとおり、ツバキの植栽については、平成27年度までに6,800本の植栽をしております。さらにその管理につきましても、現在並行して年2回、県の補助を受けてその施肥、下刈り等の作業の補助を受けて管理をしているところでございます。その管理につきましては、見積もりをもらって森林組合のほうで管理しているのが主になっております。その管理道路につきましては、植栽できる場所はそこに図面でも示すことができるんですが、ちゃんとした配置や、その辺の詳しいところは植栽できる場所、できないところといろいろとありまして、詳細には図面は作成されていないわけですが、その管理に当たっても、なかなか管理道路としての形は見えない、できない、やっていないというのが現状でございます。管理道路という形で、それをやっていくのか。この森林の保全、管理という中では、そういうことは今のところ考えてはおりませんが、将来的にそのツバキが成長して、見ごろになるようなそういう散策できるような場所ができれば、そういったところへの散策道、というような形のことは将来、考えていけるのかと思っておりますが、現在の管理ということでは、今のところ考えてはおりません。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

管理道に関しては、一番最後の周辺整備に絡みますので、管理道に関しては今、置いておきます。それではツバキ等に関して、これは教育長もよくわかりだと思います。ツバキ祭りが国頭村のほうでも開催されていると聞いております。国頭村では、そのツバキを利用した化粧品の開発もされています。約4種類ぐらいの化粧品を開発をして、ツバキの種子の油を利用しての化粧品になりますが、新たな商品も開発されております。せっかく植えたヤブツバキを利用して、商品開発ができる可能性も十分秘めていると思います。私たち伊江村では、そういった商品開発等もだいぶ進んではいるんですが、新たな商品に関してはまだ少ないほうだと思います。ぜひそのヤブツバキの油も利用した商品開発も今から順調にその木が育っていけば、考えられる余地もあるんじゃないかと思いますが、その辺もぜひ検討の一つに入れていただければと思います。そのツバキオイルを使った化粧品等は、東京都のわしたショップやインターネットの販売等もされているようで、大分人気が出てきているという話も聞いております。ぜひ検討をしていただければと思います。

このツバキ等に関しては、一番大きいやつでもまだ2メートルいくか、いかないかという話も聞きました。小さいものでまだ1メートル弱だという話も聞いておりますので、これは即、今からそういったイベントごとができる話ではないと思いますが、せっかくツバキを植えて、今から管理次第では、将来そういったイベントごと、国頭村のようにうまくいけば、次の花を使ったイベントのひとつの材料になると思います。そういう構想も今のうちから立てていくのも、いい計画の一つだと思いますので、ぜひ皆さんで将来的なイベントの一つとして考えていただければと思います。

ツバキに関しては、これで終わります。

続いて、皆さんのほうにもこれは団地のそばの村道と、それとヒルトップの北側のほうの2枚の写真を参考ということで入れております。私の一般質問の中で、後ろのほうにこれは空中撮影された城山の写真を入れておりますが、この原本というのが、上はもっと見やすいんですけども、これは戦時中のアメリカ軍の

偵察機が撮った写真になるんですが、その中では、まだ対戦前の城山のある程度の状況といたしますか、それがわかる写真だと思います。自分なりに戦前の上サビ付近の松の状況の写真を探したんですが、どうしてもあっちこっち探したんですが、一番目ぼしい写真がこれしかありませんでした。しかし、質問の中でもあります、城山の中でうたわれているとおり、上サビ周辺の松はすばらしかったと表現されております。そしてその城山の村踊りは多分、行政区で8つの行政区がみんなその「城ぬ前」の踊り等を持っていると思います。多分この歌だけが、各字の村踊りを持っているんじゃないかと思います。それだけその歌に対しての伊江村民の思いというものも強いものだと私は思います。そういった観点からも、ぜひ上サビ周辺のリュウキュウマツの復活を切に願う一人であります。東江上区の有志の皆さんからも話を聞きましたが、やはり「戦前の城山周辺の松はきれいかったよ」と、「できればそういったものをあなた方は見ていないから、わからないかもしれないけど、本当にすばらしい松林だったんだよ」という話は、何名かの有志の皆さんからも聞かされております。

そしてその写真の中でも、下の写真の左側のほうにも、多分これは戦前、植えられた松だと思います。何回かその松を植栽をして、復活に向けて試した跡だと私は思います。しかし、沖縄は台風銀座と言われるとおり、何回かの台風で植えてきた松が、どんどんやられていって、この部分しか残らなかったんだろうと推測するところでもあります。しかしながら、何回かやられてはいるんですが、再度復活に向けて、何度でも挑戦しても、私はいいと思います。実際、この復活するにあたり、村のほうで松の苗木等を準備して復活できるかどうか。どうしてもその苗木が間に合わないのか。そういった事業等も含めて、復活に向けて行動しづらいのか、もしそういった復活に向けて行動を起こすことができる状況なのかどうか。言い方をかえれば、その周辺に対して難しい状況なのか、その辺も含めて将来に向けての上サビ周辺の整備について、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

松の上サビ周辺の松の復活ということでの検討としては、これまでどういうふうにされてきたか。最近ではそういう話題が余りなかったものですから、その辺の整備に関して、具体的な計画をしているところではございません。ただ先ほどツバキの話がありましたが、周辺にはほぼ上サビ、現在の上サビ周辺一帯はツバキをほとんど植栽してきたと。

それと議員が御指摘されているのは、写真にある箇所などの整備をそういう形でやったらいいんじゃないかということだと承って、お答えいたしますと、そのあたりの整備に係る苗木の生産は、現在もやっておりますので、そういったところへの植栽は、今も可能な状況だと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今までそういった案というんですか、話は最近はなかったという話なんですが、写真の上のほうにもわかると思いますが、モクマオウなんですが、これ東江前団地のすぐ隣りなんですが、多分これ台風で倒木、倒れた場合は確実にこれは団地にかかる高さなんです。実際、議会終わってからでもいいですが、確認していただきたいと思いますが、多分これが南側に倒れれば、確実に団地に触ります。そういった高さのモクマオウになっております。それと上サビ周辺にとって、先ほど来、説明しておりますが、旧東江上公民館の北側の駐車場等、その辺にも大きなモクマオウははえております。見た目はおうおうとして、きれいなんです。ただ、もしそれが台風等で転倒したらどうなるかと思っておりますと、多分その周辺の道路とか、城山浄水場への

管理道等への影響も絶対に出てくるんじゃないかと私は見ております。そういったものも含めて、このモクマオウ等に関しても、もう大分老木になります。そういった観点からも早目にその老木にかわる、次の代替木というんですか。そろそろ検討に入る時期に来ているんじゃないかと思えます。代替木として、リュウキュウマツの復活を私は切に願いたいと思えます。代替していくに当たり、昔はすごい景観がよい松林があったという歌にもあり、みんながわかるような話もあるんですから、そういった場所も復活を願いたいと思えます。

それとヒルトップの北側、これは1回その周辺整備とその墓標等に関して、平成27年6月の一般質問で、これは亀里敏郎議員から、その周辺の墓標の鎖等の交換等もあったと思えます。大分周辺整備されて、すごい景観はよくなってきているんですが、やはり私たちシマンチュとしては、そこに大きな松があるというのが、本当の昔の城山の姿だと私は思えます。そういったものも含めて、伊江島タッチューの景観をよくしていくというのが、その島のシンボルとしての復活だと思いますので、そのことも踏まえて、村長にお伺いしたいんですが、この松の復活等に関して、村長はどのような意見をお持ちですか。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

先ほど来、島袋議員からもありますし、農林水産課長も答弁をしているところですが、この歌にもうたわれているように、やはり松林というのは、非常に見た目もいいですし、昔は伊江島のタッチューと言われている城山は、よい松林で、見栄えもいいし、景観もいいという部分は、これまでも私も多くの皆さんから聞いておりますので、今後そういう松を植えてどういう感じで城山の松林を復活させていくかというような具体的な部分について、農林水産課長も答弁をしておりますが、残念ながらまだ村の中で具体的な方策を持ち合わせておりませんので、今後今回の一般質問を受けて、城山の中で、松をどのように活用をして、緑化形成をして、なおかつ県の名勝地として指定をされている城山をどのような形で保全をしながら、観光地として、活用していくと。そういう安全帯の中での城山のこの松林の緑化復活を考えていく、こういう時期にきているのかと思っております。幸いに旧ヒルトップの向かいの、今村が管理をしているキバレンギョなどがはえている公園には、すぐできるような松の苗の確保もあるということで、先ほども農林水産課長が言っておりますが、その辺も含めて、全体的に城山の緑化、あるいは松林、先ほどありますツバキ、その辺の活用も含めた城山の今後の活用方法も含めた全体的な部分を今後、こう活用する計画。餅は餅屋にその辺の部分の意見を聞きながら、今後対応していきたいと思えます。城山に昔ながらの松林が復活するという部分は、みんな願っていることだと思っております。具体的にどういう感じでやっていくかというのが、一番肝心な議論になっておりますので、方向性で検討をしていきたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

よろしくお願ひしたいと思います。参考までに、何名か関係する方にあげたのですが、これは中学校の南側の斜面になります。これは私も中学校のPTA時代にここを掃除するときに難儀した場所ではあるんですが、平成11年の調整復興復旧事業で、松を植え付けして、今現在は五、六メートルになっている場所です。そのぐらいの年数でこれだけ立派な松林ができますので、早目の行動をお願いしたいと思います。

それと城山に関しての、関連質問になりますが、今日も城山周辺、昼間来る前に行ってきました。南側から階段で中腹に登る登山道の近くは自転車で多くの観光客がおりました。東側登山道に向けて、一部道路の改修はされましたが、その南側の道路も一部改修、ハラクブプチャ（唐小堀池）から門口池のところまでは

改修されております。しかし、新城商店から東側登山道に関しては、一部改修できない未改修のところもあります。また、今回東江上団地、第二団地も予定されておりますが、今のシーケー向けのところの未改修の一部村道があります。これは区のほうからもその道が小さくて、観光シーズンになると「危ない」という話もよく聞かれています。団地等ができる、子どもたちも増えてきますので、観光のことも含めて、その一部改修もどうにかできないかと思えます。団地の改修も含めてその周辺の道路整備も今から考えていただければと思えます。これは予算等の話もあると思えますが、ぜひその道も一回は見ていただいて、自転車で通る観光客も安全に通れるような周辺の道路整備をお願いしたいと思います。建設のほうで確認していただきたいと思えますが、どんなですか。

○ 議長 島袋 義範 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

先ほどありました新城商店から島の駅に向けての道路整備がまだ未整備ということでもありますけれども、以前、城山団地の予定地から東の道路を整備をしたときに、この新城商店から島の駅までの道路も整備する予定であったんですけど、用地、地権者の同意が得られないということがありまして、そのときは断念いたしました。それから数年経っていますので、改めてその辺を調整していきたいと思えます。

シーケーのほうも、多分50メートルほどだと思えますけれども、その辺も地権者とまた調整をして、できるのであれば整備のほうも進めていきたいと思えます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひお願いしたいと思います。ゴールデンウィーク等は門口公園のほうに、仮設のバス停ができて、その辺大分歩いて観光客の皆さんが登山されている場所にもなります。その周辺に関しては、ゴールデンウィーク等には交通量が増えてくる場所でもありますし、小さい子どもたちがよく遊んでいる場所でもあります。観光で来た皆さんと、地元住民がよく交差する場所でもありますので、事故等が起こらないような道路整備をぜひお願いしたいと思います。

最後に、その周辺整備に関して、団地等の整備を含めまして、城山周辺の里道の復旧等も率先して、予算をつけていただいて、大分改修も進んでいることについて、感謝申し上げます。ぜひ、またタッチー周辺の松の復活を願って、私の一般質問をこれで終わります。

○ 議長 島袋 義範 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万寿祥久君

先ほど、島袋議員の御質問に対して、答弁保留が1点ございましたので、答弁させていただきます。昨年実施されました「海の日」の「海あすいでい」と、山の日イベントの参加人数について、お答えをさせていただきます。

両イベントとも、おおよその人数の集計をしております、いずれも約200人の村内、あと若干観光客の皆様で200人の参加者がございましたことを報告します。

○ 議長 島袋 義範 君

これで2番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

次に、10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。

1. 横暴なオスプレイ訓練の中止と配備撤回・米軍機の住宅などの民間地上空での訓練の中止について、質問します。

我が伊江村議会は、去った12月27日の定例会で、12月7日に発生したCH-53Eのものと思われるプラスチック製の部品が、宜野湾市野嵩にある緑ヶ丘保育園への部品落下させた事故と、普天間第二小学校のグラウンドへの窓枠落下事故の発生を受け、「米軍CH-53E大型ヘリから普天間第二小学校への窓落下事故に関する抗議決議と意見書」を全会一致で議決、採択しました。「意見書」には、具体的な要求として、1. 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。2. 実効性のある再発防止策を講じ、その実効性が確保されるまで同型機の飛行を一切中止すること。3. 保育園、学校、病院、住宅などの民間地上空での米軍機の飛行、訓練を中止すること。4. 政府が約束した普天間飛行場の5年以内の運用停止の実現を図ること。5. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

となっています。ところが米軍は、県議会をはじめ、県内の多くの市町村議会が採択した同様な抗議決議や意見書を無視し続け、2018年1月6日には、UH-1Vヘリが伊計島の砂浜に不時着、1月8日には、AH-1Z攻撃ヘリが油圧系統の異常で渡名喜村の村営ヘリポートに緊急着陸、2月9日には、MV-22オスプレイの空気取り入れ口を落下させ、伊計島の大泊ビーチで発見されるなどの事故が相次いでいます。

オスプレイの伊江島での訓練は最近減っておりましたが、3月1日には、3機編隊で飛来し、「住宅などの民間地上空での米軍機の飛行、訓練の中止」を求めた議会の意見書をあざ笑うかのように、民家や牛舎の上空を低空で飛行し、コーラル飛行場への離着陸を繰り返しました。米軍が「安全な航空機」と言って普天間基地に配備したオスプレイ24機のうち、2機がすでに墜落し、緊急着陸も繰り返しています。オスプレイの整備不良も指摘されています。私は、住民の生命と生業を守るためオスプレイの配備撤回を強く求めていくべきだと考えますが、オスプレイの無謀な訓練について、どのように認識しているのか改めて質問します。また、村議会が求めた「住宅などの民間地上空での米軍機の飛行、訓練の中止」の要求について、どのように認識しておられるのか質問します。

これらの事故は沖縄だけでなく、本土でも米軍機からの補助燃料タンクの投下や自衛隊ヘリの民家への墜落事故が続発しております。全国でいつどのような事故が起きるのか全くわからないのが現状であります。このような現状認識についても、村長の認識、見解を質問します。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

名嘉 實議員の「横暴なオスプレイ訓練の中止と配備撤回・米軍機の住宅などの民間地上空での訓練の中止について」の御質問にお答えをいたします。

これまで、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の一員としてオスプレイの配備計画の見直し、オスプレイの訓練移転など実効性のある措置を講じるよう、日米両政府に要請してきたところであります。

名嘉議員から去る3月1日のオスプレイの3機編隊による民家、牛舎の上空飛行について、担当室に情報提供がございましたので、沖縄防衛局及び現地分遣隊には、遺憾の意を表するとともに集落上空を飛行しないよう申し入れております。

米軍航空機の飛行については、累次にわたり、海兵隊、沖縄防衛局には、環境レビューで示された「海から入り・海に出る」場周経路の徹底的な遵守と集落上空の飛行禁止を強く求めてきております。

また、米軍機の墜落、部品落下、不時着などの事故が相次いで起きていることは極めて遺憾であり、米軍の航空機整備体制、安全対策等について、疑念と不信感を抱かざるを得ない状況であります。

平成30年1月24日に相次ぐ米軍機の事故に対して、事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、全航空機の緊急総点検と実効性のある再発防止処置の実施等を沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会として日米両政府に緊急要請を行っております。

いずれにしましても、米軍、自衛隊の航空機飛行については、安全対策の十分な検証及び確実な安全確保に万全を期すことが不可欠であり、事故が起きないように米軍及び関係機関に機会あるごとに強く申し入れていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

第1回目の質問をする前に、答弁書については、我々議員は1週間前に質問通告を締め切られます。ところが答弁書については、きのう一般質問者5人を予定していて、1回で5人分、きょうの分は2人分をその当日に渡すということでやったものですから、私きょう朝、答弁書をもらいに総務課に行ったんですが、総務課の課長は、自分一人では判断できなくて、村長に相談をしたら、「だめだ」と、「議会が始まる前に渡す」と言われたということで、議会始まる直前に配られたわけですが、この答弁書については、全議員に議会始まる1日前には配付できるように努力していただきたい。その点を要求して、2回目の質問を行います。

オスプレイの民家上空、畜舎上空の状況について、私は写真、皆さんにも白黒だと思いますが、添付して資料としてあげました。これ説明しないとわかりにくい部分がありますので、説明します。オスプレイ3機飛んでいるんですが、後ろのオスプレイのこの写真でいえば右側にあるとんがり帽子みたいなものが、農協の畜産センターのサイロです。この左側に行って、牛舎があって、その左にまた民家があります。その真上を3機が低空で飛んで、コーラル飛行場に離着陸を繰り返していました。私がこの質問通告した後も、皆さんの答弁書では1月24日に日米両政府に緊急要請を行ったということだったんですが、この緊急要請は無視されて、この訓練も事故も起きたわけです。私の質問通告後には、3月7日の新聞報道によると、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機が2月27日午前、飛行中にアンテナのような重さ1.4キログラムの部品を落下させていたことが、3月6日にわかったと。日本側には6日後の5日に連絡があったと報道しました。また6日午後6時50分ごろ、航空自衛隊那覇基地所属の大型輸送ヘリCH-47Jが夜間訓練中、鹿児島県の沖永良部島分屯基地近くの上空で、重さ31キログラムの機体後部のカーゴドアを落下させた。と報道しました。翌日の8日、きのうの新聞は、このカーゴドアが草地で見つかったということを書き入りで報道しています。こういう事故やニュースが起きるたびに、基地周辺住民は「次は自分たちのところに落ちるんじゃないか」と、ヘリの音がすると上を見る。そういう状況になっているんです。これについて、まず現状を把握することが第一目だと思います。騒音と飛行形態、それと住民の基地被害に対する感情、そういうものについても、まず現状はどうなっているかということの調査から始めるべきだと思います。私が指摘した3月1日の騒音データについては、どうなっていますか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ただいまの3月1日のオスプレイの3機編隊による飛行の騒音測定ということでございますけれども、この件につきましては、名嘉實議員から3月6日にオスプレイの民間地上空を飛行した16時30分から17時30分ごろの時間帯の騒音測定結果を、防衛局から取り寄せてほしいという御依頼がございました。防衛局へ担当室へデータの情報提供をお願いしておりますけれども、防衛局によりますと、騒音測定システムに不具合が生じており、復旧作業をしているところであり、復旧次第、速やかにデータを提供するというところでござい

ますけれども、きょうも防衛局に確認をしておりますけれども、まだ復旧をしていないということで、データの提供はできないというようなことで、お伺いをしております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

肝心なときにデータも得られないというのが、今の防衛局なんです。新聞報道では、2016年の粟国にオスプレイが墜落して以後の2016年から2017年、2018年というオスプレイの沖縄の米軍基地、米軍機関係の毎年起きてはいるんです。特に今年起きている、この事故が多いということで、翁長知事も自分たちがいろんな要求をしても、米軍は全然、何も守らないということで、怒りの声を上げているんですけども、私は地元住民から言わせるならば、防衛局に抗議に行ったと、米軍に抗議に行ったと、全議会で議決をしたと。ただそんな形だけのようなものではなくて、本気で米軍基地問題を、米軍機の訓練の状態、これを本気になって調査をして、やめさせるようなことをやっていかなければだめだということを強く言われています。まずそれをやるために、村として米軍機のやりたい放題なことはさせないと。そして自衛隊についても、こういう米軍と同じようにあっちこっちで墜落しているわけですから、死亡事故も民家にも墜落しましたし、あの大きな後ろのふたですよ。あれも落下させるような防衛省が米軍に「ちゃんと整備をしてください」ということを言っても、「あんたたちはどうか」と、言って笑われますよ。まずそういう米軍機、米軍に対して、村民住民の命を守る、財産を守るという立場から、本気になって村が立ち上がらないと。米軍も言うことを聞かないではないかと思いますが村長、今後地域住民のその飛行形態、爆音、それから地域住民の感情について、膝を交えて話を聞くべきだと思いますが、そしてその対策はどうすればいいのかということをするべきだと思いますが、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

名嘉議員とは、これまでも多くの基地問題の中で、いろいろとお話をさせてこの議場でもお話をさせていますが、今回のこのオスプレイを含めたCH-53、最近のこの米軍機あるいは先ほどあった自衛隊機の相次ぐ事故については、これは全く同じ思いだと私は思っております。そういう中で、先ほどもおっしゃっていましたが、沖縄県各市町村もやる。あるいは各議会も決議をして、抗議、要請もする。そして日本政府もその辺の部分に米軍あるいは米国のほうに、防衛相がじきじき、そういう話をしても、なかなか現状の打開ができていないという部分は、現状のこれまでと違って、米軍の軍隊のこの特に航空機、米軍機の先ほども申し上げましたが、この安全管理体制、あるいは整備体形という部分が、一体どうなっているのかということは、全く同じ思いだと思っております。

そして伊江村も米軍伊江島補助飛行場という基地を抱えている中で、なおかつ訓練場が真謝、西崎の両区の近くにあるという部分で、この基地から派生するいろんな事故、事件については、真謝、西崎、両区の区民に非常に申しわけないという感じを常に持っているという部分は、これまでの議会の中でも申し上げたつもりでございます。そういう中で、基地問題について、先ほど本気でという部分でありましたが、私は、自分の心を込めて誠実に基地問題には対応してきたつもりでございます。そういう部分も踏まえて、真謝、西崎の皆さんと意見交換をしたらどうかということですので、今後内部で検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

この問題は、今回の問題だけではなくて、空気取り入れ口を落下させた事故だけではなくて、県議会でも追及されました。共産党の渡久地 修県議が取り上げたんですが、アメリカの調査機関ヘリテージ財団が出した報告書の中に2016年12月31日時点で、海兵隊の固定翼機、回転翼機の41%しか飛行できないと。老朽化した航空機と飛行時間の削減の組み合わせは、人的及び機械上、双方のエラーによる飛行アクシデントのリスクを高めると書かれていることを紹介したと書かれています。

アメリカが今、飛ばしている飛行機の41%しか、飛ぶことができない飛行機だと。この41%の飛行機が飛び回っているわけですが、これも訓練の激化によって、整備不良も指摘されていますし、老朽化も指摘されていますが、この半分以上の飛行機が訓練できない分、訓練しなくてはならないわけです。そういうところから、墜落や緊急着陸の頻度が高まっているのではないかとされています。だから伊江島は大変難しい島ですけども、私は住民の命、財産、それ以上のものは、守るべきものはないと思います。その立場に立って、本当に本気になって考えていただきたい。そういうふうに思います。村長、先ほども「私はいつも本気で頑張っているつもりです」ということでしたが、私は余り本気度は感じられません。たくさん言いたいことはありますが、本気になって、今飛び回っているものが、絶対墜落させないように、いつ墜落するかわかりません。すべてのヘリが。旧型だけではなくて、AH-1Zも最新式だそうです。新しい飛行機が緊急着陸を繰り返している。そういう状況です。ぜひ本気になって、真謝、西崎、その住民のために、防衛局にちゃんと騒音測定ぐらいはちゃんとしろということを早目にできるように要求していくこと。それから住民の声を聞いてください。「あんたたちは生ぬるい」と言われています。どうですか、最後に意見を聞いてから。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいま名嘉議員の質問を受けて、なおかつ足りないと言われている部分を補足しながら頑張っていきたいと思っております。まずは騒音機の部分については、早目に対応するように申し入れていきたいと思えます。真謝区、両区の皆さんとの意見を聞くという部分も先ほど申し上げましたが、内部で検討をしながらやっていきたいと思っております。本気度でやって具体的な部分の方向性が見えるかどうかも含めて、今後一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

議員のほうから、冒頭一般質問における答弁書の事前配付についての御要望がございました。この答弁書の事前配付につきましては、議会の効率的な運営に配慮いたしまして大城勝正村長時代に、確か議会当日の開会前に、議員の皆様へお配りしてきた経緯があると認識をしております。本議会におきましては、多くの一般質問がございまして、2日に分かれたことから、議員の皆さんの公平性も考慮いたしまして、2回に分けて配付することといたしております。ちなみに北部の自治体で事前配付を行っているところは3村であることから、今後も従来どおり、議会当日の開会前に配付をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

今の総務課長の基地問題ではないんですが、答弁書配付の問題について、我々読谷村の議会運営について

も、視察に行ったことがあります。読谷村は1日前に答弁書を出すそうです。我々議会からも1日前に、答弁書を出してくれという要望はしました。しかし、前日に配る準備ができないという理由で、当日配付ということになりました。きのうも、5人の一般質問を予定者のうち、4人しかできなくて、5人には配られたわけです。しかも公平性というんですが、昨日、午前中は村長の長い施政方針演説がありました。その後、午後から一般質問があつて、4人あつたわけです。その最初に質問をする人は、答弁書を読む時間さえもないんです。きょうはもっとひどい。1時過ぎてからの何時に配付したんですか。きょうは。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

配付と申しますか、議会事務局には12時前に送付したと記憶しております。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

今回、私は公平性の件から「よくないんじゃないの」と言ったわけです、はっきり言ういますと。名嘉實議員一人でしたら、「いいんじゃないの」と私は言うつもりでしたが、もう一人の方は、もらえないわけですよね。そういうことで「断りなさい」と言ったわけです。今後は議会の中でも十分調整をして、今回の答弁書配付になっているわけです。今回の答弁書も最終、でき上がったのはやはり前日でございます。これは総務課長が答えたとおり。今回は、名嘉議員一人でしたら、それはそれでいいかなと私も思っていました。内間広樹議員もきょうやるわけです。そういう公平性からいって、これは困るんじゃないのかということで、そういう結果になったということをぜひ、御理解いただきたいと思ひます。

私、名嘉議員一人が本日でしたら、多分認めていたと思ひます。中学校の体育館でも申し上げましたが、そういう理由があつて、「ちょっと今回は」という部分ですから、ぜひ名嘉議員もその辺は理解をしていただきたいと思ひます。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻14時53分)

再開します。

(再開時刻14時55分)

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時55分)

再開します。

(再開時刻15時05分)

次に、5番 内間広樹議員の登壇を許します。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

通告に基づき、一般質問を行います。

1. 伊江村空き家情報・空き家マップ作成についてであります。

伊江村の人口形態が、平成元年は約5,600人、平成10年約5,400人、平成20年約5,000人、平成28年には約4,700人と推移しています。

世帯数では、平成元年1,802世帯、平成10年1,960世帯、平成20年2,129世帯、平成28年には2,131世帯と推移しています。

人口が平成元年より平成28年では約900人の減少に対し、世帯数は平成元年より平成29年では329世帯増えていることとなります。このことは、本村においても核家族化で推移していることと思慮されます。

世帯数が増加することはよい事だと思ひますが、それに相反し居住者がいなくなり、空き家化する家屋も

増えていく事が想定されます。

平成27年2月に「空き家対策特別措置法」が制定され、現状の実態調査も各市町村で取り組まれています。伊江村においての今後の取り組みについて以下の点について伺います。

1. 空き家状況を調査し空き家マップの作成に取り組めないか。
2. 空き家情報を提供し、村内移住・定住促進へ取り組めないか。
3. 総務省事業の「地域おこし協力隊事業」を活用してはどうか。以上であります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内間広樹議員の「村内空き家情報・空き家マップ作成について」の御質問にお答えをします。

議員お説のとおり、国は「地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を図るため」平成27年2月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定しました。

この法律は、空き家等の老朽化によりその地域の周辺環境に悪影響をもたらすことを防ぐと同時に、人口減少により世帯数が減り、空き家が増加していくことへの対策を目的に制定されております。

それでは、一つ目の「空き家状況を調査し空き家マップの作成に取り組めないか」についてお答えをいたします。

今年2月1日の琉球新報によると、県内市町村で空き家状況を調査した自治体は7市町村で、合計1,672戸の空き家の存在が把握されております。そこで、いくつかの自治体の調査状況を調べたところ「まち・ひと・しごと総合戦略」の中で「空き家状況」を調査した事例が見られ、中には分布図を表記しているものもございました。

今後、これらの先進自治体に対しどのような方法で調査を行ったのか、分布図掲載に際して、持ち主の特定や掲載の上で承諾をもらったかなどを調査し、前向きに検討してまいりたいと考えております。

二つ目の「空き家情報を提供し、村内移住・定住促進へ取り組めないか」について、お答えいたします。

先に申し上げた「空き家状況調査」を実施した自治体の今後の方向性の記述を拝見すると「仏壇があり祭事の際には家主が帰省するので、貸主と借主の間でのトラブルも想定され、積極的な空き家利用促進を村としての実施は考えにくい」と示されており、慎重な姿勢が見て取れました。本村においても、その懸念は想定されることから、空き家情報を自治体が提供することが適法か、提供する情報はどこまで、どのような人を対象に提供するのかなどを含め、検討をさせていただきたいと思っております。

三つ目の「総務省事業の地域おこし協力隊事業を活用してはどうか」についてお答えをいたします。「地域おこし協力隊」は、お説のとおり総務省事業で希望する隊員が都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移動し「地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み」です。県内でも、平成27年度ベースで7市町村で採用されており、自身の能力を活かした地域おこしが図られております。一方、総務省が提唱する移住・定住事業のメニューには、移住希望者と受け入れ民家をつなぐ「地域の世話人」制度もあり、いずれの制度がより効果的なのかも検証しながら検討してまいりたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

空き家対策特別措置法を通告にしてあるんですけれども、総務省の資料なんですけれども、その概要の内容を説明、読まさせていただきます。

この措置法が設置された背景には、答弁にもありますように、答弁と重複するかもしれませんが、

「適切な管理が行われていない空き家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のための対応が必要であるということで、空き家の利活用を促進するという意味合いよりも、この空き家が及ぼす影響に対する取り組みの法的措置のほうが意味合いが強いのかと私は思っているんですけども、この空き家にも定義があって、「空き家等」というのと、「特定空き家等」というのがございます。「空き家等」とは、建築物またはそれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。これに対して取り組みとしては、市町村による空き家対策計画の策定、空き家等の住所、所有者の調査、固定資産税情報の内部利用とデータベースの整備等、適切な管理の促進、有効理由となっております。特定空き家等とは、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、著しく衛生上、有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態。その他周辺的生活環境保全を図るために放置することが不適切である状態を、特定空き家等という表現をするそうです。それに対する対処は、措置の実施のための立ち入り調査、指導、勧告、命令、代執行の措置ということで、その辺皆さんも恐らく読まれていることだと思います。こういう背景からしても、空き家との対策計画について、その計画をつくるにも、もちろん調査が大前提になるんですけども、答弁では、他の市町村の事例を見て、前向きに検討してまいりますということですけども、私はこれ前向きに検討するのではなくて、実施するという答弁であるべきだと私は感じております。

伊江村が去年ですか、策定した景観条例。それとこれから5年後、10年後、さらに空き家が増えていった条例と照らし合わせてみても、今からこれを取り組まないと、5年、10年後対応するときには、後手に回るのではないかと私は思いますが、いかがですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

議員が今の特別措置法、そしてこの空き家等、あるいは特定空き家等のこの趣旨について、詳細に御説明いただきました。敬意を表したいと思います。

まずですね、いま空き家等と特定空き家等という、この定義があるわけなんですけど、この特定空き家等で著しく倒壊の危機がある。衛生上もちょっと影響といますか、悪いですよ。周辺住民にも被害を与えそうです。そういったものに関しましては、建設課のほうで対応すべき部分と、移住、定住などその利活用、そういった分に関しては、人口が減ってきているという、そういった対応の中で、総務課などが対応していく部分がございますので、その辺はまた一筋縄というか、一つの課が対応することでもありませんで、行政の中で横の連携を図りながらやっていく必要があるのかと思っています。

ちなみに建設課では、以前に特定空き家、著しくこの保安上、危険であるとか、衛生上有害となる恐れのある状態、そういったものの調査を各区に相談した経緯があると認識しておりまして、その際には実際にいくつものこの申請といますか。そういったものがありますという報告はなされていないと聞いております。ただ検討していきたいというのは、この移住、定住に絡んで、そういったマップをどれぐらいまで作成し、そしてその情報を、個人情報には当然載せないわけなんですけど、どの辺までこう公表できるのか。その辺を慎重にさせていただきたいということで、村長の答弁になっておりますので、決して後ろ向きではなくて、どの辺が行政してやるべきなのか。あるいは不動産とか、いろんなこの資格を有する方もいらっしゃる、民間にはいらっしゃるわけですから、それをその部分まで行政が立ち入ることはできるのかということ、少し精査させていただきたいということでの答弁でございますので、御理解をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議 員

はいわかりました。移住・定住促進の観点から一般質問して終わります。

この1、2、3、順番ではなくて、一緒くたにするんですけれども、地域おこし協力隊で、移住、定住促進に取り組んでいる自治体もありまして、一番身近な北部の中では、大宜味村が取り組んでいます。直接、出向いてではないですけれども、電話をして確認したところ、この「地域おこし協力隊」の女の子を募集して、採用して、移住・定住に対する委嘱を村長が行って、2年前からその取り組みを行っている。「実績はどうですか」というお伺いをしたところ、「空き家を改装して、そこに農家をしたいという方がいて、そこにその空き家を利用して、いま村内で農業をしている」と。「じゃあ、その方はどこから来たんですか」という話をしたら、「もともと村内にいた方に空き家を改築して、貸し出したそうです。

この協力隊で来ている女の子が、大宜味村はいいところだということで、遠距離で付き合っていた彼氏を大宜味村に呼んで、そこで世帯を持って、去年、子どもが生まれたということで、「人口3人ふえました」ということを冗談っぽくは言っていたんですけれども、これからも継続的にやっていくことで、今はまだ窓口であると。継続的にやっていくことで、この空き家を有効利用していく方法のまずはモデルができたから、次からはそういうことに取り組んでいきやすいと現在のところ判断しているという答弁でした。

空き家、答弁にあるように、帰省したときに仏壇もあるし、泊まる場所もないから貸し出せないよという方々も、もちろんいらっしゃるでしょう。現時点で村外からいらしている工業者に貸している方々もいらっしゃると思いますけれども、やはりその辺調査をして、このグループ分けとは言わないですけれども、貸せない世帯、貸せる世帯、ちょっと迷っている世帯とか、そういうことをデータベース化して、村外から伊江村の状況を知りたいと言ったときに、伝えられる情報の範囲内で、こういう状況にあるという基となるものをつくっておくべきではないかということで、マップの作成に取り組めないかということと、定住促進と結びつけていけないかということで、質問させていただいております。

「地域おこし協力隊」なんですけれども、答弁では、7市町村、平成27年度ベースということで答弁がありますけれども、私が調べた結果では、県にも2人はじめ、3市9村で12市村で地域おこし協力隊の皆さんに活躍していただいているというふうに私は思っているんですが、この地域おこし協力隊の推進要綱を読ませてください。

人口減少や高齢化等の振興が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることは、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化にも資する取り組みであり、有効な方策と考えていると。事業概要が地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し定住、一定期間以上、農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住、定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的、積極的に取り組みができるよう、総務省として必要な支援を行う。

地域おこし協力隊とは、地域おこし協力隊はおおむね1年以上、3年以下の期間、地方自治体の委嘱を受け、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事するものをいう。地方自治体は、設置要綱等を設置した上で、広報、募集等を行い、地域おこし協力隊員とするものを決定し、当該者を地域おこし協力隊員として委嘱し、地域協力活動に従事させる。これを提唱している総務省は、地域おこし協力隊の推進に取り組む地方自治体に対し、別添のとおり必要な財政上の支援を行うほか、都市住民の受け入れ、先進事例、優良事例の調査、これらの事例の地方自治体の情報提供を行うということであります。

この地域おこし協力隊が全国で886団体、約4,000人の方々が活躍しているんですが、どういふことをこの

地域でやっているかというのを、少し紹介させていただきます。地域おこしの支援、地域行事やイベントの応援、伝統芸能やまつりの復活、地域ブランドや地場産業の開発、販売、プロモーション、空き店舗活用など、商店街の活性化、都市との交流、教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアを使った情報発信、農林水産業従事、農業支援、耕作放棄地再生、畜産業支援など、水源保全、監視活動、水源池の整備、清掃活動など、環境保全活動、不法投棄パトロール、道路の清掃など、住民の生活支援、見守りサービス、通院、買い物のサポートなど、その他健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベント等の開催等、多岐にわたって、委嘱されているみたいです。

先ほど別添のおりということがありましたけれども、地域おこし協力隊を活用する自治体に対して、総務省のほうからいろんな財政上の支援があるということがあります。細かく載っていますけれども、ホームページを開けば皆さんご覧になれるので、こんなに手厚く肝入りの事業かと思うぐらいの事業なんですけれども、先ほど有効事例を読ませていただきましたけれども、空き家マップで対策で定住促進で、一応は広告はしているんですけれども、恐らくいろんな課の皆さんの事業の中にも、こういう委嘱できる部分があるのではないかということなので、ぜひ今の通告の範囲の課だけではなくて、皆さんこの地域おこし協力隊に対して、興味を持って調査をしていただきたいと思っております。ということで、村長いかがですか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

ただいまの御質問は、定住促進の中での御質問でしたが、全体的なこの質問、趣意書の中で、村内の空き家情報、空き家マップの作成という部分は、私としては先ほどおっしゃっている定住、移住の促進の部分もありますし、現在の状況からいうと、やはり伊江村の中で廃屋ですね。その辺がやはり伊江村の中でも非常に近隣の皆さんに悪影響を与えているという部分で、これまでは名嘉議員からありました、阿良区のシロアリの発生源になっている家屋、あるいはハブの生息の原因になっているのではないかとこの廃屋もありますので、その辺も含めて村内の空き家情報、その辺も必要だと思っております。そういう中で、そういう環境的にも村民の生活上にも非常にこの廃屋がある部分についての影響を除外、除去していく中で、この情報を収集して、各区と調整をして、当然この所有者との了解のもとに、その辺の部分除去して、良好な生活環境の形成に資していく中でも、その空き家情報が必要かなと。空き家マップが必要かと思っております。今は空き家なんですけれども、そのまま使わなければ何年後には廃屋になるような空き家があるというような情報を収集して、マップをつくっていくということは、その方面からも私は個人的に必要だと思っております。先ほどの質問がありましたその空き家を活用して、村外からの定住、まずは試しに協力隊みたいな感じで、やはり伊江島に来るということは住むところがないと、特に離島ですから、来れないということですので、そういう意味での、情報提供をするための基礎資料という部分をまだ村として、完全に把握、そこを示すような資料もありませんので、ぜひ、必要かと思っております。その辺定住、移住の基本的なものを進める中の基礎的な資料として、今回この一般質問がありますので、内部で検討をして、早目にこの情報収集をやって、村には今現在どのぐらいの空き家があって、どのぐらいはすぐ貸せるとかという部分をお互いの役場の中でも、共通認識として誰かに問い合わせがあったときには、空き家があるということを広く村民にも、あるいは村外からの問い合わせにも瞬時にみんな、情報提供できるような感じをしていきたいと思っております。基礎資料としてぜひ必要だと思っておりますので、資料作成については、積極的に今後対応していきたいと思っております。

地域おこし協力隊につきましては、先ほど大宜味村の話もありましたが、私も非常に興味を持っておりまして、一番沖縄の中では、私の中では、久米島のほうが結構、先んじてやっているのかと思っておりましたか

ら、同じ離島ですし、ぜひ久米島の情報収集をして、課長はじめその担当を派遣をして調査、研究をして、そういう島地域協力隊の導入に向けて、環境整備を整えていくような、方向で取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

村長、おっしゃるとおり久米島町は、私が調べた範囲では15人の地域おこし協力隊の方々に活躍していただいているということです。学習塾の講師、あるいは、向こうは御存じだと思いますけれども、留学生がいるんですけども、寮の管理、それと最近からは中学校での学習支援というような、大分幅の広い取り組みをされています。さっきの大宜味の話はまだ一部ですので。大体観光に結びつくような取り組みを委嘱されてやっているんですけども、ただこの地域おこし協力隊でいいところもあれば、デメリットもあるということで、最後にこういう意見がデメリットとしてあるということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ビジョンを持たない自治体が臨時のお手伝いさん感覚で協力隊を受け入れる例が多すぎる。費用は国が負担してくれて、人材が足りないからとりあえず隊員で補おうとする地域が目立つ。本来、地域でやるべきことをよそから来た者に若者に押しつけて、任期が終われば使い捨てとされる事例があるということもデメリットとしてありますので、いろいろな方向から先進事例も県内にはありますので、調査をされて、空き家対策等とうまく結びつけて定住促進につながっていくよう、皆さんで知恵を出し合いながら取り組んでいければと私も思っております。ということで一般質問を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで5番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。日程に進みます。

日程第2 報告第1号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第1号 平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、報告をさせていただきます。

平成30年2月22日に開催されました同公社の理事会において、承認されました平成30年度沖縄県町村土地開発公社事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第1号は終わりました。

日程第3 報告第2号 伊江村総合運動公園野球場整備工事（土木）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第2号 伊江村総合運動公園野球場整備工事（土木）の専決処分の報告について、報告をさせていただきます。

処分年月日は、平成30年2月1日でございます。

次のページをお願いいたします。専決処分書におきまして、2. 契約の金額が、(イ) 変更前の請負金額2億7,972万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,072万円）、(ロ) 変更による減額契約額57万

2,400円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4万2,400円）、（ハ）変更後の請負代金額2億7,914万7,600円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,067万7,600円）、3. 契約の相手方 有限会社 玉城建設・株式会社 輝男建設・和土建、建設工事共同企業体、代表者 有限会社 玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約をいたしましたので、報告をさせていただきます。

なお今回のこの主な変更の理由ですが、給水設備工事の中で、上水道を県道から野球場へ引き込みするに当たり、引き込み箇所の変更によって、引き込み延長の減による減額の改定契約となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで報告第2号は終わりました。

日程第4 報告第3号 伊江村総合運動公園野球場整備工事（建築）の専決処分の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

報告第3号 伊江村総合運動公園野球場整備工事（建築）の専決処分の報告について、報告をさせていただきます。

処分年月日も、平成30年2月1日でございます。

専決処分書をお願いいたします。2. 契約の金額（イ）変更前の請負金額3億672万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,272万円）、（ロ）変更による増額契約額194万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額14万4,000円）、（ハ）変更後の請負代金額3億866万4,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,286万4,000円）、3. 契約の相手方 有限会社 真組・有限会社 永山建設・有限会社 宮城組、建設工事共同企業体、代表者 有限会社 真組、代表取締役 浦崎直幸と契約をしておりますので、報告をさせていただきます。

今回の主な変更による増額につきましては、メインスタンド上部のバック屋根の施工をするに当たり、幕張りの施工時に、屋根下に仕上げ足場の量が増えたための変更で、増額改定となっております。

以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで報告第3号は終わりました。

日程第5 議案第20号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政英 君

議案第20号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

勤務時間、1時間当たりの給与額の計算方法を適正化するとともに、関係法令との整合を図るため、本条例の一部を改正する必要があるために、本条例を提案するものでございます。なお、非常に込み入った説明になると思いますので、お手元に資料もお配りされていると思います。総務課長のほうから説明させますので、よろしくをお願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間 常喜 君

それでは改正内容を私のほうから御説明申し上げます。

まず新旧対照表、そして先ほど副村長からもございました別紙資料1枚紙がございます。それをもとに御説明申し上げます。重なりますけれども、さきほど提案理由でも申し上げましたが、職員の勤務時間、1時間当たりの給与額の計算方法を適正化するというのが、主たる改正のポイントでございます。別紙資料の計算式によって、1時間当たりの給与額を計算することになります。

それでは順を追って、改正箇所を新旧対照表で御説明いたします。第1条の2中「地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号」に改めます。これは引用法令の名称変更となっております。

第8条第4項中「その月の現日数から勤務時間条例第2条第4項及び第5項の規定に基づく勤務を要しない日」を「その期間の現日数から勤務時間条例第2条の2の規定に基づく週休日」に改めます。

第10条第3項を削ります。

第13条中「勤務時間条例第5条の2第1項」を「勤務時間条例第4条の3第1項」に改めます。

第14条第3項中「第4項勤務」を「第2項勤務」に、「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び前項」に改め、同条第4項中「勤務時間条例第5条の2第1項」を「勤務時間条例第4条の3第1項」に、「第4項勤務」を「第2項勤務」に改めます。

第15条中「勤務時間条例第2条第4項の規定に基づき毎日曜日を勤務を要しない日」を「勤務時間条例第2条の2第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日」に、「同項及び同条第5項の規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは村規則で定める日」を「同項及び同条第4項の規定に基づく週休日に当たる時は、規則で定める日」に改めます。

第17条中「52を乗じたもので除して得た額とする。」を「52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。」に改めます。ここが本条例改正のポイントでございます。職員の勤務時間当たりの単価を増額するための改正となっております。別紙資料の計算方式がそれでございます。

第18条第2項中「第2項」を削る。

第18条の2第1項中「勤務時間条例第2条第4項及び第5項」を「勤務時間条例第2条の2」に改めます。

第19条中「第15条第2項及び第16条の規定は」を「第15条及び第16条の規定は、」に改めます。

第20条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に、漢字の「出来る」を、ひらがなの「できる」に改めます。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。となっております。

基本的に先ほども申し上げました17条の計算式、その辺が大きなポイントでございます。その他に関しましては、引用法令の変更、さらに各条項のずれによります条文整理等も含まれておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第20号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第20号 伊江村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻15時46分)

再開します。

(再開時刻15時46分)

議案に訂正があるようです。総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

ただいまのこの「伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例一部改正」でございますが、1ページをあけていただきまして、見出しのほうでございます。1ページの一番「伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の」「の」が入りますので、「条例一部を改正」となっておりますので。「条例の一部を改正」にお願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

日程第6 議案第21号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

議案第21号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提出するものでございます。本条例についての改正内容についても、総務課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

それでは私のほうから御説明申し上げます。

御存じのとおり、地方公務員法の改正によりまして、平成28年度から人事評価が職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが義務づけられたことに伴いまして、分限処分の一つとして、降給の事由や手続について、条例で明確化する必要があること。そして規定等を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは新旧対照表をもとに、御説明申し上げます。新旧対照表は1／3ページから3／3ページと下に明記しているもので、3枚ございます。改定の手法上、ページを1／3ページに行ったり、3／3ページに行ったりすることがあります。その都度申し上げますので、すみませんが、ページをめくることに御協力をよろしく願いいたします。

第1条中「第27条第2項及び」を「第27条第2項、」に改め、「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「基づき、」の次に「法第3条第2項に規定する一般職に属する職員の意に反する休職及び降給の事由、」を加え、「及び休職の手続き」を「、休職及び降給の手続」に、「休職の例外」を「失職の例外」に改めます。

第2条の見出し中「理由」を「事由」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第1号を

第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務と関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合。ページをめくっていただきまして、3/3ページ、下からになります。右から左に行きます。第6条を第8条とし、第5条を第6条とし、同条に見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条の次に次の1条を加える。(失職の例外) 第7条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者について、情状によりその職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失うものとする。またページをめくっていただきまして2/3ページ、下の部分からです。第4条の前の見出し中「効果」を「期間」に改め、同条第1項中「3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、」を「休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合の休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「事故」を「理由」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加えます。

2 前項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合には、任命権者は、休職を発令した日から引続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「場合又は」を「場合、」に改め、「休職する場合」の次に「又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改め、同項に次のただし書を加えます。

ただし、任命権者が別に定める場合は、この限りでない。

第3条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。1/3ページに移ります。(降給の事由等) 第3条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、降任に伴うものを除く。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

(1) 職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。ページをまためくっていただきまして2/3ページ、上のほうです。(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合。(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りないと認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

3 任命権者は、職員の人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行する。となっております。

新旧対照表をちょっと飛び飛びになりまして、わかりづらかったと思いますが、これで提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

社会教育指導員の報酬額を経験年数や知識、技能等を考慮した報酬額へ変更するため、本条例の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものでございます。なお、社会教育指導員の報酬につきましては、社会教育指導員の規則に基づきまして、週3日間をこの非常勤の特別職としての報酬額であります。現在は、職務の関連、関係上、社会教育指導員を週5日間、出勤をさせておりますが、そのうち3日間はこの非常勤の報酬額の対象になります。残りの2日間は今賃金でもっての雇いということになっております。そういうことで長年この報酬額を変えていないために、現行と合わないということで今回、改正をさせていただきたいということでございます。

それでは新旧対照表を一番最後のページを開いていただきまして、別表の社会教育指導員の項中「7万4,000円」を「7万4,000円以上10万2,000円以内」に改めたいということでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。以上で、説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第23号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第23号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年5月に成立した、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では、沖縄県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課・徴収することとなりました。

この制度改定に伴い、平成29年3月31日公布の、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による国民健康保険税の改正部分が、平成30年4月1日から施行することとなるため、伊江村国民健康保険税条例の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものでございます。

改正条例につきましては、住民課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西 江 忍 君

新旧対照表をもちまして、御説明いたします。今回の改正によりまして、副村長からありましたとおり、市町村の国民健康保険税は、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てることとされたことに伴い、国民健康保険税の課税額、基礎課税額、通常医療分と呼んでおります。医療分、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の納付に係る部分について、国民健康保険事業を納付金として納付するよう改正を行っております。

新旧対照表の1/4ページをお願いいたします。改正前の第2条（課税額）一つで規定しておりました基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を改正後の第2条におきまして、第2条第1項1号で基礎課税額を、第2条第1項第2号で後期高齢者支援金と課税額を、2/4ページをお願いいたします。第2条第1項第3号で介護納付金課税額と、各号建てとする改正を行い、村の国民健康保険税は、国民健康保険事業納付金として、沖縄県に納付するよう改正を行っております。改正後の第2条第2項、第3項、第4項につきましては、第2条第1項を1号、2号、3号と号建てで規定したことに伴う文言の整備を第2条第2項から第4項まで行っております。

3/4ページの第5条では、法律番号を削除する改正を行い。第20条では、字句の整備を行っております。

第22条におきましても、4/4ページ、最後のページでございますが、同じように字句を整備する改正を行っております。

附則といたしまして、第1項で（施行期日）を、平成30年4月1日から施行いたします。

第2項では、改正後の伊江村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成29年度の国保税につきましては、なお従前の例とする。(適用区分)を定めております。

以上で、伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、提案理由の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

新旧対照表1/4ページから2/4ページにかけて、第2条第1項の(1)(2)(3)について、国保税の仕組みが変わった、制度が変わったわけですから、もっとわかりやすく説明をしていただきたいと思えます。予算書との関係で質疑をしたいんですが、国保税、当初予算、平成30年度予算書の歳入歳出予算、第1表、歳入歳出予算、5ページと6ページに、歳入歳出予算事項別明細書があるんですが、歳出のほうで、歳入のほうでは、国民健康保険税となっているんですが、歳出のほうで後期高齢者支援金が前年度分そっくりなくなってゼロになっています。介護納付金についてもゼロになっています。この条例について、そういう予算書との関係で、わかりやすく説明をしていただきたいんですがどうですか。

○ 議長 島袋義範君

住民課長 西江 忍君。

○ 住民課長 西江 忍 君

申しわけございません。今回の制度改正、制度施行に伴いまして、当初予算におきまして、個々の予算におきましては、これまで市町村が保険者で直接、国、県から補助金として交付されていた補助金等が、財政を平成30年度からは県が担うということで、沖縄県でストップするような交付金等もございまして、大変申しわけございません。予算書を手持ちに持っておりませんので、なかなか説明が難しいんですけども、今議題となっている第23号の国民健康保険税の改正する条例につきましては、これまでは市町村で賦課、徴収した保険税を、市町村の国保で直接事業費として上へ充てておりましたが、平成30年度からは被保険者から納めた保険税を、そのまますべて国民健康保険事業費納付金として県に納めるということになります。実際には、国保税の中には、御承知のように医療分、医療給付分でありますとか、後期高齢者支援金分、介護納付金がございます。これまでは伊江村が介護保険分、後期高齢者支援金分につきましては、社会保障診療報酬支払基金へ直接支払っておりました。平成30年度からは、伊江村は県に事業費納付金として納めて、沖縄県が社会保障診療報酬支払基金へ支払いをいたします。この辺の制度改正に伴いまして、国民健康保険税の市町村の国民健康保険税の定義と申しましょうか。直接、市町村の国保の事業費として使用、使うのではなく、納付金として県に納める制度改正を、今回の条例改正で行っております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實 議員

当初、予算書の事項別明細書では、歳入で国民健康保険税ということになっているんです。その中に支援分も納付、介護納付金も入っていると思いますが、歳出のほうでは、後期高齢者支援分と介護納付金がゼロになっているんですよ。

今の口頭だけの説明ではわかりにくいものですから、この金の流れについて、図で示すような資料は提出できませんか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻16時12分)

再開します。

(再開時刻16時14分)

ほかにございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻16時15分)

再開します。

(再開時刻16時25分)

日程第9 議案第24号 伊江村霊園条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第24号 伊江村霊園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

現在の霊園条例につきましては、平成20年度に69区画を整備し、従来の分譲方式から永代使用権の方式への切り替えを行い、平成21年3月の定例会において、この条例が制定をされております。平成20年度に整備した69区画につきましては、整備費にかかる費用で算定をして、1区画につき使用料が23万円となっております。今年度平成29年度に新たに造成をしました29区画について計算しますと、整備費で計算していきますと26万円となりますので、1区画の使用料を変更する必要がありますので、本条例を提案するものでございます。

ページを開けていただきまして、新旧対照表をあけていただきたいと思います。第15条第1項中「23万円」を「26万円」に改める改正でございます。

附則としまして(施行期日)を、1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)2 この条例の施行に際し、平成20年度までに整備した区画については、なお従前の例による。というふうにしたいと思っております。

なお、以前に整備しました69区画のうち、4区画が現在まだあいているということで、この価格につきましては、附則で示してあるとおり23万円と、新しく区画したところにつきましては、26万円としていきたいというのが、改正の内容でございますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村霊園条例の一部を改正する条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村霊園条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第25号 伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第25号 伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお平成29年度のみのも事業として、内閣府の事業で防犯灯も防犯カメラ等の緊急整備事業がございまして、平成29年度に防犯カメラ10台、防犯灯28基を整備をいたしました。取り扱いに関する条例の設置が必要だということと、既存の公民館と公共施設等に設置されている防犯カメラの適正な利用についての条例を制定する必要があるために、本条例を提案するものでございます。なお、条例については、総務課長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

それでは私のほうから本条例案を各条項に沿って御説明を申し上げます。それでは条例案1ページをお開き願います。

第1条（目的）でございます。この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するため当該防犯カメラを設置するものの遵守すべき義務等を定め、当該防犯カメラの有用性に配慮しつつ、村民等の権利利益を保護することを目的としております。

第2条で（定義）（1）防犯カメラ、（2）村民等、（3）画像データ、（4）公共の場所をそれぞれ、この条例に登場します用語の域を定義として明記してございます。

第3条では（設置利用基準の届出等）公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、防犯カメラの設置目的及び防犯カメラにより犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）その他規則で定める事項を記載した防犯カメラの設置及び利用に関する基準（以下「設置利用基準」という。）を定め、規則で定めるところにより、村長にこれを届け出なければならない。としておまして、（1）村、（2）指定管理者、（3）各区その他の地域的な共同活動を行う団体、（4）規則で定めるものとしております。さらに2項では、当該届出の内容を変更したときの村長への、届出を義務づけております。

次のページです。第4条（防犯カメラ管理責任者の設置等）ということで、前条の規定による届出の義務のあるもの（以下「届出義務者」という。）は防犯カメラの管理及び利用を適切に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

そしてこの2項で、届出義務者で防犯カメラを設置したもの（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、防犯対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨の管理責任者の氏名、連絡先の表示を義務づけております。3項では、設置台数を必要最小限にとどめることの義務づけ。

そして5条は、（防犯カメラ設置者等の義務）ということで、防犯カメラ設置者及び管理責任者（以下「防犯カメラ設置者等」という。）は、設置利用基準を遵守しなければならない。そして2項で、情報漏えいの禁止、守秘義務ですね。3項ではカメラの設置目的以外の目的、あるいは第三者に提供してはならないと明記されておりまして、その他例外事項として（1）法令に基づく場合、（2）村民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合、これは事件、事故があった場合、警察等に情報提供をする場合と読み取れると思います。（3）画像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合ということになっております。4項では、画像の加工の禁止、5項では、滅失又は毀損の防止その他の画像管理の必要性の措置を明記してございます。6項では、本人に対する開示ですね。そして7項では苦情があった場合、その取り扱う防犯カメラに映った画像やその他苦情があったときの適切かつ迅速な処理の義務を規定してございます。

6条（取扱者の指定）ということで、管理責任者は設置された防犯カメラの機器操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。この場合において、取扱者は、管理責任者とは別の者でなければならない。管理責任者と取扱者の分離ですね。そして2項では、管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラに機器操作を行うことができないものとする。画像、そういったものを取り扱いは、この中では限られているということでございます。

7条（指導又は勧告）村長は、第3条から前条の規定に違反したもの（以下「違反者」という。）に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な事項をとるべき旨の指導又は勧告をすることができる。となっております。

8条（苦情の申出）村民等は設置した防犯カメラ等で、画像の取扱いに関し苦情があるときは、村長に申し出ることができる。としておりまして、2項では、村長は、苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理する。3項では、村長は、第1項の規定による苦情の申出を処理する場合において、村民等から要請があったとき又は必要があると認めるときは、伊江村情報公開及び個人情報保護審査会に対し意見を求めるものとする。苦情の場合の処理のあり方でございます。

9条（村が設置した防犯カメラにかかる画像データの取扱い等）村が設置した防犯カメラにかかる画像データの取扱いについては、この条例に定めるもののほか、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成17年伊江村条例第10号）に定めるところによるとしております。

第10条（委任）この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則で、（施行期日）1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）2 施行日において現に公共の場所にむけて防犯カメラを設置しているもので、第3条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して1か月以内に設置利用基準を定め、これを村長に届け出なければならない。現に、防犯カメラを設置しているものの、届け入れの義務でございます。

先ほども副村長からもございました内閣府の事業で、防犯灯、防犯カメラ等の事業が現在進行中、もう間もなく完成の運びでございます。その中の防犯カメラの設置に当たって、適正な設置、そして利用に資するため、この本条例を上程してございますので、御審議のほう、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

第5条に関連しての質疑ですが、伊江港の状況あるいは本部港の状況を映しているネットから見れるんですが、これも防犯カメラですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

今回の防犯カメラでございますので、防犯の防止のため、事件、事故がないように、そして起きたときの緊急の捜査等に寄与するためのものございまして、今議員がおっしゃった部分に関しては、他の事業で整備したものでありまして、防災、例えば津波がございました。この津波等の後に防災、村民がこの津波、地震、そういったときに、この海の状況を見れるように、本部港にも置いてございますが、その辺も防災のための防災に対応したためのカメラとして設置してございますので、今回のものとは性質が違いと認識しております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議員

この防犯カメラの先ほどの説明の台数なんですけれども、10台という御説明でしたけれども、1月18日の臨時会で示された入札案件ですか。資料がありますよね。あれでは7台と。防犯灯28台の防犯カメラ7台となっていたと思うんですが、その辺の台数の確認をお願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

1月のときに御説明した台数について、記憶が定かでないものですから、申しわけないんですが、ただその当時の設計と設計変更というんですか。改正で増えているのではないかと認識しております。入札の中で台数、落札、入札残等があって、改正で増えている可能性があると考えております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議員

1月18日の入札執行状況の中では、これは設計の段階ではなくて、伊江村防犯灯、防犯カメラ設置工事、管理業務なので、確定した数字なのかと置いていたんですけれども、きょうまた10台という説明があったので、3台増えているというのであれば、この増えた3台はどこに増えたのか、説明をお願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

工事に関しては建設課と連携をとりながらやっている関係で、保留させていただきたいんですが、今議員がお持ちになっているのは、管理ですか。管理業務の入札執行状況ですかね。当初、入札をしまして、入札残とか、村の予算の範囲内で増減があったりする場合がありますので、1回入札をしたときに7台で入札をしましたが、その後、改定契約ということではないかと、今認識しております。ただ詳細については調べてからお答えいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

休憩します。

(休憩時刻16時42分)

再開します。

(再開時刻16時46分)

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

確かに当初は7台で発注しておりますが、入札残等もありまして、3台増額変更をいたしました。場所は、西崎漁港に1台、芳魂の塔の前のほうに1台、旅行村の入り口のほうに1台の合計3台となっております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第26号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第26号 伊江村子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

伊江村子ども医療費助成の対象年齢を高校生までに拡充することにより、保護者の経済的負担の軽減と、就学援助を図るため、本条例を改正する必要がありますので、条例を提案するものでございます。それでは改正について、新旧対照表をあけていただきたいと思います。

第2条、これは（用語の定義）になっておりますが、第2条、第1号中「15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。」を、「生後から高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部までの間にあるものいう。」に改める。ということでございます。その中で、中等教育学校の後期課程というのは、平成10年度に学校教育法が改正されて、中高一貫校という制度ができました。そこで6年間のこの中学校からは高校の一環になって、6年間の前期課程を中学校1年から3年を前期課程、それから後期課程を4年から6年生ということで、高校に相当する学年がその中等教育学校の後期課程ということでございます。第3号中、ウ中、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同号エ中、「国家公務員等共済組合法」を、「国家公務員共済組合法」に改める。

第3条第1項中「であり」を「及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であり」に、「（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている子どもを除く。以下「対象児」という。）を「ただし、就学のため他市町村に住所を有する子どもを含む（以下「子ども」という。）」に改める。ここは、高等学校等に就学するため、どうしても他市町村に住所を移さないといけないという高等学校が最近あるそうです。その子たちも対象になりますよというような改めということでございます。同条第2

項中乳幼児の「児」を「こども」に改め、手続きの「き」を削り、「翌日」を「日」に改め、次ページあけていただきたいと思います。「助成対象」の次に「者」を加えます。ということでございます。第3条に次の2項を加えます。

3項として、「第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による、保護を受けているこどもの保護者は、助成対象者としなす。」生活保護を受けている方は、助成対象ではございませんよということです。別の法律でもって、助成されますということです。4項で、「助成対象こどもは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者とする。」を加えるということでございます。

第4条中「児」の漢字を「こども」のひらがなに改めるということです。第6条中「乳幼児」を「こども」に改める。第7条第2項及び第8条第1号中、これも漢字の「児」を「こども」に改めるという改正でございます。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行をしたいと考えております。

以上で、説明といたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

新旧対照表の2ページ、第3条の4項ですか。助成対象こどもは、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、こどもという、「あるもの」ということなんですが、例えば高校を途中で休学をして、19歳になった場合、これは支給されないんですか。

○ 議長 島袋義範君

医療保健課長 大城 強君。

○ 医療保健課長 大城 強君

休学している場合は、学校に行っていないので、休学している部分は対象しません。学校教育法で第1条に規定する高等学校を卒業するかというのは、留学または留年で、どうしても1年を2回あることか、2年で留学に行って、3年目に帰ってくるんだけど、また2年の学年に入ると。そういうことになると18歳を超過しますので、そういった生徒については、対象としますよというのが、次の規定で定めております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。進行していいですか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻16時57分)

再開します。

(再開時刻16時57分)

日程第12 議案第27号 伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第27号 伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊江村畜産総合施設整備計画等を策定するため、検討委員会を設置したいことから、本条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものでございます。

それではページをあけていただきまして、伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例。

第1条は（設置）伊江村畜産総合施設整備（以下「施設整備」という。）に関し必要な事項を調査及び検討するため、伊江村畜産総合施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条では（所掌事務）としまして、（1）から（3）まで整備計画についての調査検討、総合施設の整備、利活用及び組織運営に関すること等を所掌事務としてうたっております。

第3条は（組織）委員会は、委員20人以内で組織する。2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。ということで（1）から（4）までうたっております。

第4条は（委員の任期）委員の任期は2年とするということでございます。

第5条（委員長及び副委員長）ということで、委員会に委員長及び副委員長を置くということで、2号から4号までうたっております。

第6条（会議）ページをあけていただきまして、4号で本条例の施行に際し、初回の委員会の会議は、村長が招集するということになっています。

第7条は（意見の聴取）、第8条は（報酬及び費用弁償）、第9条は（庶務）で、委員会の庶務は、農林水産課において処理するというところでございます。第10条（委任）で、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行したいというふうに考えています。

なお、この畜産総合施設整備検討委員会につきましては、今年度の平成30年度は、この畜産の総合施設整備につきまして、基本構想、基本計画をつくっていく中で、この検討委員会で今後の畜産総合施設のあり方について、検討していくというのが、この条例の内容でございます。

以上で説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。

本日の会議は、議事の都合上、延長したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕異議なしと認めます。したがって、本日は延長することに決定しました。

これから質疑を行います。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

畜産総合施設整備検討委員会ですから、その委員会の中で、例えば今JAが経営している肥育センター、あるいは場合によっては繁殖からの一環経営ということもありますけれども、これまで議会でキャトルファームの一般質問も過去にありました。そういったことを一括して整備をするという検討委員会ということで理解してよろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

この検討委員会は議員からもありました肥育センター、キャトルセンター、まずはステーションなどの議論がこれまでもありました。その辺全体を網羅した形で、どういった施設の整備が必要なのか。それを全体的な考えとして、検討していくための委員会でございます。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいま農林水産課長が答弁したとおりでございますが、その施設を整備するだけではなくて、今後その施設をどのように運営をしていくか。そしてその利活用など含めて、その中で検討して、伊江村がそれを整備をして、そしてどこが経営していくのかということも含めて、その場で検討していくのか。そこまでこの検討委員会の中でやっていければと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

第3条の委員会は、委員20人以内で組織するとありますが、今現在、どういった組織体制にするか、案はありますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

現在の案といたしましては、第3条でもうたっております村内の畜産団体、和牛改良組合や島牛会といった団体の代表並びに沖縄県農業協同組合、これは中央も北部も含めて、村のJAもその畜産部局の代表、さらには県の試験場なども含めて、それらを網羅した団体でお願いしたいと思っております。また、関係する議員の皆さんにも参画していただければと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひですね。20人以内とうたっていますので、20人以内、20人までは組織の中で入れていただきたいと思っております。

それと先ほど最後のほうに、課長から関連する議会、畜産をやっている議員と私は認識します。今まで委員会というのは、委員長を代表として、そういった組織に入れているのが、今までの大半でした。せっかく経公、総務という委員会がありますので、関連する皆さんがいるのであれば、ぜひその中には参加させるように要望します。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第28号 伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第28号 伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例の制定についての提案理由を申し上げます。

平成29年度で伊江村の汚水処理についての検討委員会をしまして、その中でさまざまな事業を検討していく中で、農業集落排水事業が本村にとって、汚水処理の面で適切であるということに決定しましたので、この条例を制定するということでございます。

農業集落排水事業（伊江地区）を事業推進するため、推進委員会を設置したいことから、本条例を制定する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

ページをあけていただきまして、伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例。

第1条（設置）伊江村農業集落排水事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、伊江村農業集落排水事業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条（所掌事務）委員会は、前条の設置目的を達成するために次に掲げる事務を所掌する。（1）農業集落排水事業の計画及び事業の推進に関すること。（2）農業集落排水事業に関する調査研究に関すること。（3）農業集落排水事業に関する村民意識の高揚及び啓発に関すること。（4）その他事業遂行のための必要な事項ということでございます。

第3条では（組織）委員会は、委員20人以内で組織をしていきたいと考えております。

第4条（委員の任期）、第5条で（委員長及び副委員長）委員会に委員長及び副委員長を置く。

第6条で（会議）、ページをあけていただきまして、第7条は（意見の聴取）ということで、委員会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求めることができるということでございます。

第8条（報酬及び費用弁償）、第9条で（庶務）委員会の庶務は、農林水産課において処理するということでございます。第10条（委任）でうたっております。

附則としまして、この条例は、平成30年4月1日から施行していきたいと考えております。大まかな説明になりましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

先般、伊江村の家庭に下水道の推進に当たっての調査表がありましたけれども、関連といたしましょうか。どうなのでしょう。同じことを言っていますか。排水集落事業の推進と、あのアンケートとは一緒でしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

ただいま各家庭に配付されておりますアンケート、それはまさしくこの農業集落排水事業の推進、計画の中の一環でございます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

あの調査表、アンケート表は伊江村がつくったものですか。それどこかのひな形ですか。これ皆さん、理解できますか。そして各家庭に配られたアンケート表は全部内容が違うんです。あっちこっちから「どうなっていますか」とよくありました。「私もわかりません」ということを素直に答えたんですけども、皆さんは理解していますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

確かにこのアンケートについては、こちらで作成といいますか。このアンケートについては、今のこの事業についての調査設計ということで、土地改良事業団体連合会に委託している部分がございます、その中でこの事業の評価という中で、そういうアンケートが必要だということで実施しているところです。このアンケートにつきましては、全国的なものの、そういった評価資料というひな形があって、それをまた伊江村にわかりやすくといいますか。少しアレンジをして、アンケートはつくっております。

さらに今、議員からありましたこのアンケートの内容についてはいろいろとあって、難しいということでございます。確かに20パターンありまして、このアンケートの内容がですね。この「今の状況をどう思うか」と「今後やっていくには、どれぐらいの負担があったらやるのか」ということで、金額的なものは本当に月額200円から何万円までとか、いろんなパターンがありまして、隣に聞いたら違う内容だと。そういうようなことは確かにあると思います。実際に、その評価方法によつてのアンケートでございまして、各自その数字や内容に沿った質問で、素直にお答えいただければ、その評価が出てくるという内容でございますので、その辺を御理解いただければと思います。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻17時13分)

再開します。

(再開時刻17時16分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例の制定について採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村農業集落排水事業推進委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由を申し上げます。

本村における公共的施設の総合的かつ計画的な整備促進を図るため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本議案を提出するものでございます。

なお今回の変更につきましては、新規事業の伊江島ハイビスカス園等の整備事業、これは北部連携促進特別振興事業での事業ですが、そのハイビスカス園等の整備事業のために追加をして、一部変更をしたいということでございます。なお、今回の変更内容につきまして、担当の政策調整室長から説明をさせますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

辺地に係る総合整備計画の変更内容について、御説明いたします。資料の総合整備計画書、新旧対照表2ページをお願いいたします。左の欄の変更後の表、アンダーライン部分が⑤観光又はレクリエーションに関する施設の項目の文言に、従来の「観る」観光から「スポーツ」・「体験」する観光の施設の環境整備を必要とする事情を記載してございます。

ページをめくっていただきまして、3公共的施設の整備計画の左の欄の変更後の表のアンダーライン部分が、観光又はレクリエーションに関する施設に、ハイビスカス園整備事業の実施計画委託及び用地費の事業費の5,869万4,000円を追加いたしまして、事業費を20億5,347万1,000円、特定財源15億4,289万8,000円、一般財源5億1,057万3,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額4億2,850万円に変更するものでございます。その変更に伴いまして、合計の事業費が54億8,084万7,000円、特定財源41億5,774万9,000円、一般財源13億2,309万8,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額10億3,641万円に変更させていただくものでございます。

次のページの伊江辺地公共的施設整備計画の概要の新旧対照表の赤書きのアンダーライン部分が変更箇所ということでございます。今回の変更につきましては、ハイビスカス園整備事業の一般財源に辺地対策事業債を充当いたしまして、一般財源の抑制を図る措置として、計画変更でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり

り可決されました。

日程第15 議案第30号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第30号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、先ほどのは変更でございましたが、この議案は平成30年度から平成34年度までの5カ年間の計画となりますので、よろしくお願いたします。

提案理由を御説明申し上げます。辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、あらかじめ県知事と協議を行い、県知事からの回答をもって議会の議決を得る必要があります。したがって、今回の策定は、その手続にのっとりまして、平成30年2月6日に沖縄県知事と協議を行い、平成30年2月14日付で、県知事から計画策定協議について、異議がない旨の回答を受けておりますので、今議会に伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、議決を求めるものでございます。

以上が、提案理由でございます。なお、計画の詳細につきましては、政策調整室長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、御説明させていただきます。

総合整備計画書(案)をお開きいただきたいと思います。この計画は、平成30年から平成34年までの5カ年計画ということになります。1. 辺地の概況でございますけれども、本村の辺地度数が142点であります。100点以上が辺地指定要件となります。2. 公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、本村の概要及び施設整備状況、離島の地理的特殊性の実情と、総合的、計画的な公共的施設整備の必要性を記載してございます。

①農業経営の近代化のための施設では、農営について、農家の安定経営を図るため、かんがい施設の整備にかかる畑地かんがいの効率化と農地防風林の整備の必要性と、畜産につきましては、飼養管理の効率化及び安定生産等を図るため、畜産総合施設整備の必要性を記載しております。

実施予定の事業といたしましては、国営事業の負担金、農業生産基盤整備事業、農地保全整備事業、農業集落排水整備事業等を計画してございます。

②消防施設につきましては、現有消防車の経年劣化が著しいことから近代的消防車の整備の必要性を記載してございます。

③保育所、児童館につきましては、安心安全な保育環境の確保を図るために、村立中央保育所の整備の必要性について、記載してございます。

④観光又はレクリエーションに関する施設につきましては、新たな「滞在型」観光リゾートづくりを推進するために、安心・安全な施設の環境整備の必要性を記載しております。実施予定事業といたしましては、リリーフィールド公園施設整備、まちづくり支援事業、ハイビスカス園整備事業等を計画してございます。

ページをめくっていただきまして、教職員住宅につきましては、伊江小、西小、伊江中学校の教員宿舎の耐震化宿舎の整備の必要性を記載してございます。

3. 公共的施設の整備計画の表でございますけれども、平成30年度から平成34年度までの5カ年の農業経営の近代化のための施設、消防施設、保育所、児童館、観光又はレクリエーションに関する施設、教職員住宅の整備事業の事業費、特定財源、一般財源、辺地対策事業債の予定額を記載してございます。合計事業費で

78億8,623万1,000円、財源内訳の特定財源が62億3,909万円、一般財源16億4,714万1,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額16億3,950万円とするものでございます。

次のページの、伊江辺地公共的施設整備計画の概要の表は、各事業の平成30年度から平成34年度までの年度ごとの事業費を記載してございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○ 議長 島袋 義範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

①農業経営の近代化のための施設に関して、2行目の「村全体の末端畑地かんがい施設」の定義の意味をお聞かせください。各圃場までの給水栓ボックスまでのことを言っているのか。給水栓ボックスから以降のスプリンクラーやその他点滴チューブ等、圃場内での畑地かんがいの施設のことも入っているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉久 君

末端畑地かんがい施設の未整備というのは、まだ給水栓が未整備な地区、県営でやっております東部地区、これから実施いたします真謝・真西、ミースイ・唐小堀、そういった地区への負担金等々がありますので、その給水栓の整備のことをいっております。

○ 議長 島袋 義範 君

7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政雄 議員

この辺地債は5カ年かけての78億円と総額が高額なんですけれども、今初めて政策調整室長から聞きましたが、もう一度この細かい内容、議会だけで、議会中でなくてもいいんですけれども、これの説明会というのは、催すことはできないですか。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

皆さんにお配りしている資料の伊江辺地公共的施設整備計画の概要（案）というのがございますが、その中には各事業名が入っておりますので、御参照いただければと思います。このカラー版があるかと思えます。この資料につきましては、拡大をいたしましてA3の紙で、皆さんのほうにお渡しをしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政英 君

今後、第4次総合基本計画にのっていた事業など、今後確実にできるであろう事業をどんどん追加をしていって、実はこの事業、辺地債は、一般財源分のほぼ100%、この辺地債に充当できるんですよ。そしてそれは交付税、その後の元利償還の80%が交付税で戻ってくるものですから、できるだけこの事業のメニュー、この計画の中に入れて、辺地債を借りて、その一般財源で出した元利償還分を返していくと、元利償還分を80%交付税措置されるものですから、有効に制度を活用していこうということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。そしてこれに抜けていた分など、どんどん変更していくということもできますので、そういったことで有利な制度債を使っていこうという計画でございますので、そういう御理解もお願い

いたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻17時31分)

再開します。

(再開時刻17時34分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻17時35分)